大個審答申第163号

令和５年３月31日

大阪市長　松井　一郎　様

大阪市個人情報保護審議会

会長　金井　美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第45条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和２年12月４日付け大平生第880号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第１　審議会の結論

実施機関が令和２年11月16日付け大平生第843号により行った訂正不承認決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第２　審査請求に至る経過

１　訂正請求

審査請求人は、令和２年11月４日、条例第28条第１項に基づき、実施機関に対し、「令和２年10月１日付けのぼくのケース記録票」を対象として「ぼくと〇〇がでんわしたときのところ」について、「ネットで送付状況を見たらとかいているけどぼくは送付状況とはいっさいいっていないのにいったことにされているし受け取り拒否になっているとかいているけど受取拒絶になっているとさいしょのほうにいったしそんなに分からない分からない言うんやったら公務員をやめたらいいで。もうええわ。電話切りますと言い残し電話を切られる。と書いているけどぼくはそんなにわからんかったら公務員やめたほうがいいですよ、それぐらいわからんかったらもういいんで電話切ります。といったからぼくがいっていないことをいったとうそのケースきろくひょうをさくせいしている」「うそのケースきろくひょうをさくせいするのはきょぎこうぶんしょさくせいざいにいはんしているからていせいするべきだ」とする訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「令和２年10月１日付けケース記録票」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、本件情報の訂正を行わない理由を次のとおり付して、条例第32条第２項に基づき、本件決定を行った。

記

「請求者から令和２年10月１日付け面談の録音データをインターネット上の動画共有サイトに掲載しているとの申出があったため、同サイトに掲載された同録音データの確認を行い、令和２年10月１日付けケース記録票と同録音データの内容に相違がないことを確認した。

加えて、ケース記録票は、生活保護の事務取扱いに基づき客観的事実を記載しており、一言一句を記録するものではないから、訂正請求があった部分について、実施機関として記載を訂正する必要はないと考えるため。」

３　審査請求

審査請求人は、令和２年11月18日に本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条第１号の規定に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

　１　審査請求の趣旨

　　　本件決定を取り消し、本件情報を審査請求人が保有する同日の平野区役所生活支援課職員（以下「当該職員」という。）との会話の録音データ（以下「本件録音データ」という。）どおりの文言に訂正することを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人は、本件情報のうち、同人の発言に係る記載（以下「本件発言部分」という。）について、「ネットで送付状況を見た」と記載されているが送付状況とは言っていない、「受け取り拒否になっている」と記載されているが「受取拒絶になっている」と発言したものである、「そんなに分からない分からない言うんやったら公務員をやめた方がいいで。もうええわ。電話切りますと言い残し電話を切られる」と記載されているが、審査請求人は「そんなにわからんかったらもういいんで電話切ります」と発言したものであるなど、本件発言部分は本件録音データの内容と異なる記載となっているため、訂正すべきである。また、実施機関は、語句等に異なる部分はあるもののその趣旨は同じ内容であるから訂正は不要であるとしているが、本件情報においては、請求人の発言について、カギ括弧を使用して記載しており、一言一句正確に記載できないのであればカギ括弧を使用すべきではない

第４　実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

１　本件情報について

本件情報は、審査請求人が令和２年10月１日に平野区役所生活支援課に架電した際の、当該職員との会話を内容とするケース記録票に記載された審査請求人の発言、質問及び対応内容、当該職員の回答及び対応内容の要旨等の情報である。

このケース記録は、実施機関の職員が、生活保護の被保護世帯の実情を明らかにし、保護決定の根拠を示す基礎資料として作成され、内容等の要旨等を記録するものである。

なお、本件情報については、審査請求人からの保有個人情報開示請求に対して、実施機関が行った開示決定において、審査請求人に開示したものである。

２　本件決定の妥当性について

ケース記録は、大阪市生活保護法施行細則（昭和31年大阪市規則第63号）第４条第１項第６号において実施機関である保健福祉センター所長が作成しなければならないものとされており、実施機関の職員が生活保護の被保護世帯の実情を明らかにし、保護決定の根拠を示す基礎資料として作成され、その世帯の実態（家族構成・生活歴・職歴・生活実態・病状等）をはじめ、訪問調査活動の結果や指導指示の内容、今後の援助方針等その世帯への援助や決定に関する重要な事項を記載するものであるが、何をどのように記載すべきかについて特に規定がなく、実施機関の一定の裁量に委ねられている。

そして、ケース記録は、日々の業務遂行や他の職員への引継ぎが可能な程度に記載されていれば十分であり、その範囲を超える細かいやり取りを一言一句正確に記録するものではなく、やり取りを適宜簡略化することに問題はない。

審査請求人は、本件録音データの内容と本件情報の語句が異なることから訂正を求めているが、当該録音データを確認したところ、本件情報と語句等に異なる部分はあるものの、その趣旨は同じであると認められることから、条例第28条第１項の「内容が事実ではない」には該当せず、訂正請求は認められない。

第５　審議会の判断

１　基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第１条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第３条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

２　争点

実施機関は、本件請求について、本件情報は、条例第28条第１項の「内容が事実ではない」に該当しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件決定を取り消し、訂正することを求めている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件決定の妥当性である。

３　本件決定の妥当性について

条例第28条第１項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

ケース記録票は、大阪市生活保護法施行細則第４条第１項第６号において保健福祉センター所長が作成しなければならないものとされており、生活保護の被保護世帯の実情を明らかにし、保護決定の根拠を示す基礎資料とされている。ケース記録票には、その世帯の実態（家族構成・生活歴・職歴・生活実態・病状等）をはじめ、訪問調査活動の結果や指導指示の内容、今後の援助方針等その世帯への援助や決定に関する重要な事項を記載するが、何をどのように記載すべきかについて特に規定はなく、実施機関の裁量に委ねられているとのことである。

当審議会において、審査請求人が当該職員との間で交わしたものとして示した本件録音データの文字起こしと本件情報を見分し比較したところ、本件録音データの文字起こしにおける審査請求人の発言部分と本件発言部分にはその語句等に異なる部分はあるものの、その趣旨は同じであると認められた。

以上により、本件請求において訂正を求める本件情報は、条例第28条第１項の「内容が事実でない」とは認められないから、本件情報に係る訂正の必要性は認められない。

４　結論

以上により、第１記載のとおり、判断する。

５　付言

本件発言部分は、カギ括弧を使用して記載している。本件発言部分を含む本件情報と本件録音データの内容の趣旨は同じであるとの実施機関の主張に不自然不合理な点はないが、発言の大意を示すものと一字一句逐語的に記載したものとを区別できるよう、今後のケース記録票の記載方法については工夫されたい。

（答申に関与した委員の氏名）

委員　野呂　充、委員　小林　邦子、委員　篠原　永明、委員　矢口　智春

（参考）調査審議の経過　令和２年度諮問受理第170号

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 経　　　　過 |
| 令和２年12月４日 | 諮問書の受理 |
| 令和３年２月22日 | 実施機関から意見書の収受 |
| 令和３年２月25日 | 審査請求人から意見書の収受 |
| 令和４年７月20日 | 調査審議 |
| 令和４年８月18日 | 調査審議 |
| 令和４年９月22日 | 調査審議 |
| 令和５年３月31日 | 答申 |